

東南アジアにおけるイスラームへの視点

—イスラームの普遍性と地域の多様性—

青山 亨

東京外国語大学外国語学部

1 はじめに—東南アジアのイスラームを考える意味

2001年9月11日に発生したアメリカ同時多発テロ事件は、その後の国際動向に大きい影響を及ぼした事件であった。この事件の実行組織としてイスラーム主義に基づく国際武装闘争グループ・アルカーイダの名が浮かび上がる一方で、国際テロ組織およびテロ支援国との戦いを国家戦略と定めたアメリカ合衆国を中心としてアフガニスタン侵攻、イラク戦争と一連の軍事行動が遂行された。テロの暴力とテロに対抗する軍事的暴力の衝突には、東南アジアもまた無関係なままではおれなかった。2002年にはインドネシアのバリ島で200名以上の死亡者を出す爆破事件が起こり、アルカーイダとも関係がある武闘グループ・ジュマア・イスラミーヤの犯行とされた。続いて2003年にはジャカルタの外資系ホテルで、2004年にはジャカルタのオーストラリア大使館前で爆破事件が引き起こされた。

イスラーム主義に基づく武装闘争グループの出現は、20世紀後半に世界的規模で生じたイスラーム主義の高まりを背景にしている。アルカーイダやジュマア・イスラミーヤのような国際的組織の出現もイスラーム主義の広がりなくしてはあり得なかったことも事実である。しかし、イスラーム主義が主張する原理とイスラーム武装闘争グループの暴力的行動原理はけっして同じものではない。両者を同一視してイスラームを文明の敵とするような見方は、一部のイスラーム主義者が訴えるような西欧社会が結束してイスラームを封じ込めようとしているとする見方と同じく、現実を歪曲した非建設的な見方と言わざるをえない。これは、あたかも、憎しみに満ちた人物が、敵の姿を求めて鏡をのぞき込んだとき、そこに同じように憎しみに満ちた顔の姿を見て、敵の姿と思いきこむ様に似ている。

このような鏡像的な世界観は、グローバル化の進展にともなっている種の図式的な世界観へとつながっていく。グローバル化は、ヨーロッパに起源をもつ近代的諸原理が、近代が当初前提としていた国民国家の枠組みを超えて全世界に浸透する過程であるが、鏡像的世界観ではイスラーム主義はグローバル化に対する様々な対抗的動きの一つとして把握される。イスラーム主義の世界的な高まりは、イスラーム社会の側で進行するある種の対抗的グローバリズムであり、その帰結として二つの普遍的な原理の衝突が想定される。むしろこのような極端な図式的見方は複雑な現実のパロディーに過ぎないのであるが、単純化された世界観には、すべてを一言で説明できるという危険な魅力があることも看過できない。しかし、私たちはこのような魅力に抗して、多様で説明しづらい複雑な現実に向ける努力を怠ってはなるまい。

イスラームとは普遍的な価値を維持しつつも、世界の各地において多様な現れを示

す現象であるというのが、本報告書に通底するテーマである。本書に収められた3本の報告は、「はじめに」で述べられているように、2003年に鹿児島大学多島圏研究センターで開かれたシンポジウムでの報告をもとにあらたに稿を起こしたものである。このシンポジウムでは、東南アジアを対象として、地域社会とイスラームとの特徴的な関係性を三つの事例を通して分析し、この地域におけるイスラームの多様性を浮き彫りにすることが試みられた。それらは、地理的・社会的に周辺的位置にある東マレーシアのイスラーム海域社会、マレー半島部を中心とした制度化された主流的なイスラーム、そして、インドネシアのジャワを中心に伝統的な方向性と正統的な方向性に分化したイスラームについての分析である。これらが東南アジアのイスラームのすべてを表したとは言えないにしても、その諸相の中の代表的なものをすくい取っていると考えてもよいだろう。各報告の序論にあたる本稿では、シンポジウムの趣旨を踏まえて、東南アジアのイスラームの現在を考えるための見取り図を手短に述べることにする。

2 東南アジアのイスラームの三類型

表1 東南アジアにおける主なムスリム人口

	総人口	ムスリム人口	総人口に対する ムスリム人口の割合	旧宗主国
インドネシア	242,000,000	212,960,000	88%	オランダ
マレーシア	24,000,000	12,000,000	60.4%	イギリス
フィリピン	88,000,000	4,400,000	5%	スペイン・アメリカ
タイ	65,000,000	3,000,000	4.6%	なし
ミャンマー	43,000,000	1,700,000	4%	イギリス
シンガポール	4,400,000	660,000	14.9%	イギリス
ブルネイ	370,000	250,000	67%	イギリス

出典: CIA The World Fact Book および Department of Statistics Malaysia の数値をもとに概算。
注: ブルネイについては、マレー系人口の割合をムスリム人口の割合とみなしている。

表1は、東南アジアのイスラームの現状を概観するために、東南アジア諸国のなかでムスリム人口の割合が1%を超える国について、総人口、ムスリム人口、総人口に対するムスリム人口の割合、そして旧宗主国を列挙し、ムスリム人口の多い順に並べたものである。数値はすべて概数であり、一部には推定値も含まれているが、おおよその傾向は見て取ることができよう。よく知られているように、仏教徒が多い大陸部に対してムスリムは島嶼部に集中していることがわかるが、ここでは便宜上、三つの類型に分類してみたい。総人口がきわめて小さいシンガポールとブルネイをしばらく別に置くと、ムスリム人口が5割を超えて絶対多数を占めるインドネシアとマレーシアはイスラーム優勢型、ムスリム人口の割合が5%前後のフィリピン、タイ、ミャンマーは、少数派であっても国内の周辺の特定期域において有力な勢力をムスリムが構成しているという意味でイスラーム少数有力型、そして表1には出てこないムスリム人口が1%未満の国々ベトナム、ラオス、カンボジアは、イスラーム絶対少数型と分類することができよう。イスラーム絶対少数型については本稿では触れない。

まず、国家の規模が小さいという点で例外扱いとしたシンガポールとブルネイについて先に検討してみよう。シンガポールの人口 440 万人は中国系 76.8%、マレー系 13.9%、インド系 7.9%、その他 1.4%から構成されている。華人中心の社会であることを反映してマレー系を主とするムスリムの数は 14.9%に過ぎないが、社会の中に占める位置は小さくない。憲法では国民の信教の自由が保障されているが（15 条）、マレー系住民には先住民としての地位が認められており（152 条）、イスラームに対しては特別な配慮がなされるべきことが規定されている（153 条）。他方、37 万人しかないブルネイの人口では、マレー系が多数の 67%を占め、残りが中国系 15%、先住民 6%、その他 12%である。ムスリム人口はマレー系人口に対応してほぼ 67%にのぼり、ムスリムは国民のなかで安定多数を占めていると言える。

シンガポールとブルネイのムスリムは、国の規模を反映して絶対数では小さいが、イスラーム優勢型の島嶼国と同じく、国民を構成する民族の中でも数的もしくは地位的に確たる位置を占めている。歴史的にみてもシンガポールは独立直後に一時的にせよマレーシア連邦にその一州として参加していたし、ブルネイもまた実現には到らなかったもののマレーシア連邦への参加を強く要請されたという経緯がある。この意味では、シンガポールとブルネイはイスラーム優勢型国家の変異型として理解することが可能であろう。

次に、イスラーム少数有力型である三つの国家の概要を検討してみたい。フィリピンのムスリムは人口のおよそ 5.5%を占めるのみであるが、数は 440 万人になる。そのほとんどが、南部のスールー諸島、西・中部ミンダナオ島、南部パラワン島に住んでいる。民族構成的にはマギンダナオ、マラナオ・イラヌン、タウスグ、サマルの 4 つの民族だけでムスリム人口の 9 割を占める。16 世紀後半にフィリピンに到来したスペインは、イスラーム勢力を北部のルソン島およびビサヤ諸島から排除することには成功したが、南部はイスラーム勢力の支配下にとどまった。イスラーム系スールー王国の支配は 20 世紀初頭にアメリカによって終止符が打たれたが、1970 年代以降、南部ではイスラーム系住民による反政府武装闘争が継続している。憲法では政教分離と信教の自由の保障（3 条 5 項）が規定されているが、キリスト教徒が多数を占める国家でのムスリム集団の地位は必ずしも安定していない。

タイは人口の 94.6%を上座仏教徒が占める。ムスリム人口は 4.6%にしかないが、その数はおよそ 300 万人である。タイのムスリムのほとんどはマレー系ムスリムであり、マレーシア国境と接するタイ南部地域に集中して住んでいる。これらの地域はもともとタイに対して朝貢関係にあったイスラーム王国であったが、19 世紀以後、現在のバンコク王朝によってタイに併合されたという歴史的背景がある。憲法では、仏教に関して、国王は仏教徒であり、諸宗教の保護者であることが規定されている（7 条）。国民には信教の自由が保障されているが（27 条）、南部地方ではイスラーム系住民による反政府運動が続いている。

ミャンマーもまたタイとほぼ同様に人口の 89%が上座仏教徒であり、ムスリムは 4%にしかない。ミャンマーのムスリム人口は 14 世紀以降、北東部への中国系ムスリム、アラカン地方および下ビルマへの西・南アジアからのムスリムの到来および現地住民の改宗によってもたらされた。とくにアラカン地方のロヒンジャー人はよく知られている。ただし、ミャンマーのムスリム人口が大きく増加したのはイギリス植民地支配期に進んだ移民の結果である。独立後、ミャンマー政府はムスリムに対して

は抑圧的な政策を取り続けており、バングラデシュとの間で難民問題が発生している。

フィリピン、タイ、ミャンマーのムスリム人口は、いずれも総人口の5%前後で、相対的に少数であるとはいえ無視できない割合を占めている。フィリピン南部、タイ南部、アラカン地方といった特定の地域に集住しており、非イスラームの宗教が圧倒的な国において少数派であっても強固な基盤をもち、ときには分離運動などによる政治不安の要因になっている点で共通点をもっている。ムスリム集団がマイノリティーであっても国家統合の上で無視できない有力な集団をなしているという意味で、イスラーム有力少数型と呼ぶことは適切であろう。

最後に、イスラーム優勢型であるインドネシアとマレーシアについて検討してみたい。まず、インドネシアは、人口の88%がムスリムであり、東南アジアはもとより世界でも最大のムスリム人口を抱える国である。ムスリムのほかにプロテスタント5%、カトリック3%、ヒンドゥー教2%、仏教1%、その他1%という割合で、絶対数としては少なからざる非ムスリムがいるが、総人口に占めるムスリムの割合が圧倒的であることは明らかである。しかし、200を超えといわれる民族集団が地域ごとに住みついているために、民族ごと地域ごとに利害関心は一様ではない。実際、1998年にスハルト政権が崩壊して政治活動の自由が回復すると、翌年の総選挙ではそれまで1党に制限されていたイスラーム系政党の数は参加政党48のうち19に膨れあがった。さらに2004年の総選挙について、イスラーム系政党に限って主要な州の得票率を見てみると、アチェ特別州では開発統一党、西スマトラ州では国民信託党、ジャカルタ首都特別区では福祉正義党、東ジャワ州では民族覚醒党がそれぞれイスラーム系政党の中では第1位にたっており、ムスリムであっても民族ないしは地域ごとに支持するイスラーム系政党が異なることを示している²⁾。

インドネシアでは憲法前文および本文29条において、「唯一神への信仰を国家の基礎とする」と定めるのみで、人口の大多数がムスリムであるにもかかわらず、イスラームは国教とは規定されていない。憲法28条E項では基本的人権のひとつとして国民の信教の自由を保障しているが、唯一神への信仰を基礎とする原則のもとで、イスラーム、カトリックとプロテスタント、ヒンドゥー教、仏教が公認されている。イスラーム主義に立つイスラーム系政党の一部には憲法を改正してイスラームを国家の宗教として明文化することを求めるものもあるが、2004年の総選挙を見る限り、イスラームの国教化は国民の支持を得ることはなかったし、逆に国民の過半数は非イスラーム系の政党を支持したのであった。

他方、マレーシアの場合は基本的にマレー系、中国系、インド系の三つの主要民族から構成されている。民族の割合は、マレーシア全体では、マレー系とブミプトラ（「土地の子」の意。先住民族の総称）あわせて65.1%、中国系26.0%、インド系7.7%であるが、ボルネオ島の東マレーシア2州では状況が異なり、サラワク州では州人口の30.1%がイバン人、続いて中国系26.7%、マレー系23.0%、サバ州ではカダザン・ドゥスン人が18.4%、バジャウ人17.3%、マレー系15.3%となっており、ブミプトラの数がマレー系の人口を上回っている。宗教の割合はイスラーム53%、キリスト教7%、ヒンドゥー教7%、仏教17%、中国的伝統宗教（儒教、道教など）12%とされている。一般に民族の区分は宗教と連関しており、マレー系はイスラーム、中国系は仏教および中国的伝統宗教、インド系はヒンドゥー教と結びつけられている。とくにマレー系については、イスラームを信奉することがマレー系であることの要件であると憲法で

規定されている（160条）。このため人口に対するマレー系の割合（65.1%）とムスリムの割合（60%）はおおむね過半数で一致することになる。

マレーシアは、憲法3条第1項において「イスラームは〔マレーシア〕連邦の宗教である。しかしながら、他の宗教もまた、連邦のいかなる場所においても、平和と調和を保ちつつ実践することが許される」としており、信教の自由を認めつつもイスラームを国教と規定している。これはイスラーム教徒が大多数を占めるマレー系にとって有利な仕組みであるが、2004年の総選挙では、穏健なイスラームを標榜する与党連合がイスラーム主義政党を中心とする野党連合を破って圧勝しており、国民の大多数はイスラーム的原理が過度に政治に関与することには否定的と言えるだろう。

マレーシアのもう一つの特徴は、中央政府による一元的な政策を施行してきたインドネシアとはちがって、州ごとの独立性が高い連邦制をとっていることである。国の行政単位はマレー半島に11、東マレーシアに2ある合計13の州ならびにクアラルンプルとラブアンの連邦直轄領からなるが、このうちマレー半島11州の中の9州に伝統的首長であるスルタンがおり独自の権限を維持している。イスラームに関する最高の権威は、スルタンがいる州ではそのスルタンが担い、連邦全体の最高権威はスルタンたちの中から互選された国王が担うと規定されている。

このように民族ごとの宗教の違いを反映して信教の自由を認めつつも、イスラームを国教と規定し、各州のスルタンにイスラームに関する権限を委ねているところにマレーシアの特徴がある。中でもスルタン制は、マレー系民族とイスラームとの連関化ならびにイスラームの国教化というマレーシアのイスラームのあり方の根幹にある制度である。このことが逆に、イスラームの浸透とマレー系民族の形成が貫徹しておらずスルタン制が存在しない東マレーシアの立場の不安定さを露わにしているとも言える。

以上、東南アジアの主な国家におけるイスラームのあり方の多様性を三つの類型に分けて見てきた。なかでも注目されるのが、イスラーム優勢型のインドネシアとマレーシアである。この二国においてムスリムは、絶対数でも割合でも多数を占めるだけでなく、政治権力をも掌握する集団である。また、いずれも同じマレー系の言語と文化を共有し、歴史的にも密接な関係を保ってきた。にもかかわらず、両国のイスラームのあり方は同一ではなく、独立にあたってマレーシアはスルタン制を維持してイスラームを国教化し、インドネシアはイスラームを国教としない体制を選んだ。さらに、このような国家レベルの制度の差違はそれぞれの国内における地域や集団内の制度の差違とも密接な関係がある。次節では、この差違の由来を理解するために、東南アジアにおけるイスラームの歴史的位相を検討してみたい。

3 東南アジアにおけるイスラームの歴史的位相

東南アジアにおけるイスラームの歴史的位相を考える場合、次の二つの時代をはずすわけにはいかないであろう。一つは、東南アジアにイスラームが到来した時代であり、もう一つは、17世紀から20世紀前半にかけての植民地支配期である。東南アジアへのイスラームの到来については、イスラームを伝達した主体と受容した現地側の過程に関連してさまざまな仮説が提起されている。しかし、ここではイスラーム化の内実についての議論に立ち入ることはせず、イスラーム化が起こった時代が東南アジアのイスラームにとっていかなる意味をもつかについて検討してみたい。

東西海上交易の中継点にあたる東南アジアには、早い時期から西方のインド、ペルシア、アラブの商人たちが訪れていたが、東南アジアの現地首長がイスラームに入信するようになったのはスマトラ島北端のサムドゥラ・パサイ王国の王が 13 世紀末に改宗したときが最初である。さらに、イスラームが本格的に東南アジアに定着し始めたのは、15 世紀になってマレー半島のマラッカ王国がイスラームを受容し、東南アジアにおけるイスラーム伝播のセンターになったことが重要な転機となっている。マラッカを拠点に始まった本格的なイスラーム化は、マラッカ海峡に面したスマトラ島とマレー半島の沿岸部ならびにジャワ島北岸の一部に広まり、これらの地域に形成されたイスラーム国家が新たな拠点となってさらに数世紀単位の時間をかけて進行した。図 1 は東南アジアのイスラーム化を、1200–1500 年頃にイスラーム化した地域と 1500–1800 年頃にイスラーム化した地域に分けて示したものである。この地図から、東南アジアにおけるイスラームの浸透は、15 世紀以降、東南アジア海域世界という広大な地域に緩やかに広がった漸進的拡張であり、1800 年頃の段階でも島嶼部の東部地域および内陸部では未だイスラーム化が進んでいなかったことが明らかである。



図1 東南アジアのイスラーム化

- 1200-1500年頃にイスラーム化した地域
- 1500-1800年頃にイスラーム化した地域

出典：van Doorn-Harder [2004: 646] に基づき作図。

図 1. 東南アジアのイスラーム化

このような東南アジアのイスラーム化の過程は、イスラーム側から見たとき次のようなことを意味する。すなわち、東南アジアがイスラームを受け入れた時代のイスラームは、教理的には、イスラーム神秘主義（スーフィズム）がイスラームの正統的解釈の中に取り込まれた段階のイスラームであったこと、政治的には、イスラームの膨張発展が一段落したアッバース朝時代もすでに過ぎ、オスマン朝によって確立したスルタン制の時期のイスラームであったということである。前者は東南アジアの人々のイスラーム理解に、後者は東南アジアのイスラーム王権の成立に多大な影響を与えざるをえなかった。

他方、同じこの過程は東南アジア側から見たときには次のような意味がある。第1に、イスラームが到来した時には、東南アジアの多くの地域でヒンドゥー教と仏教を基礎にしたインド文明の洗礼を受けた初期王権の成立が完了しており、これらの王権のあり方がイスラーム的王権の成立に何らかの影響を与えざるをえなかった。とくにインドネシアでは人口の過半数を占めるジャワ人がインド化を経験していたことは、インドネシアのイスラームのあり方にも影響を及ぼしている。第2に、東南アジアにおけるイスラーム化は、常に入信の「プロセス」として起こっており、しかもそのプロセスは現在も止まることなく進行しているということである。とくに第2の点は、現在のイスラームのあり方を考えるうえで重要である。図1が示すように、東南アジアにおけるイスラームの浸透は、漸進的かつ広大な領域に広がるプロセスであった。この状況はイスラームの浸透の度合いに応じて東南アジアに濃淡の色分けを残すことになった。すなわち、初期にイスラームが到来したマレー半島、スマトラ島、ジャワ島の大部分のようなイスラームが相対的に定着し根付いた色の濃い領域、イスラームがまだ及んでいない（あるいは結局及ぶことがなかった）空白の領域、そして、イスラームが定着した地域とイスラームが及んでいない領域の間に広がるまだら色の境界的領域である。シンポジウムの報告の中で、多和田と小林の報告が色の濃い領域についてであるのに対して、長津の報告は境界的領域に住む人々についてであると言っておりよいであろう。

イスラーム化に劣らず重要なもう一つの時代は植民地支配期である。現在の東南アジアの国民国家の領域が植民地期に起源をもつ以上、植民地権力の重要性は自明であるが、その重要性は単に領域の確定にあるのではなく、むしろ領域の確定によって決定的となった諸制度の差異化にある。植民地領域の確定によって、それ以前にあった文化的、民族的な諸空間は、あるいは分断されあるいは包括されて、より大きな広がりをもつ領域単位へと再編成されていった。イスラームもまたこのような新しい政治秩序の中で制度化されていかざるをえなかった。現在の国民国家は、このような植民地領域と政治秩序の中で制度化されたイスラームを引き継いでいるのである。

植民地権力による影響の大きさは、イスラーム少数有力型の国々にも顕著にみられる。フィリピンの場合には、17世紀以降、スペイン植民地権力によって非イスラーム化が強力に進められ、住民の大部分がキリスト教徒に改宗される一方で、ムスリムの居住域は南部の島々に限定されることになった。逆に、ミャンマーの場合には、19世紀にイギリス植民地権力によってインドを初めとする西・南アジアからの労働移民が促進された結果、国内に多数のイスラーム系住民が定住することになった。他方、欧米列強による支配ではないが、タイ王国による19世紀のマレー半島北部の獲得も、西欧列強の植民地政策に対して対抗するために自らとった植民地支配的行動と考えるならば、植民地期に起こるべくして起こった事象であったと言えることができるであろう。国の民族構成に少なからざる影響を与えたという点で、タイ王国へのマレー系王国の編入は、植民地権力による国境線の策定や政策的移民と同等の結果をもたらしたからである。

このように、東南アジアにおけるイスラームの歴史的位相の中で植民地支配期がもつ意味はきわめて大きい。このことをもっともよく示しているのが、やはりイスラーム優勢型のインドネシアとマレーシアであり、とりわけこの二つの国の間に見られる差異である。もともとインドネシアとマレーシアの間には、マラッカ海峡を通じて

結びつき、共通の言語と文化をもった空間であるマレー世界が広がっていたが、1824年のロンドン条約によって、現在のインドネシアになるオランダ領東インドとマレーシアになるイギリス領マラヤに分断された。民族的、文化的に共通点が多いにもかかわらず、これら二つの国におけるイスラームのあり方に違いがあるのは、植民地期に形作られた統治と民族構成のあり方によるところが大きい。

オランダ領東インドにおいては、イスラーム的首長であるスルタンを含めて、伝統的首長の権力がオランダ植民地権力によってことごとく壊滅または形骸化された結果、植民地権力に代わって実効支配を振るうことができる伝統的権力はムスリム権力を含めて事実上消滅してしまった。その一方で、植民地支配期にはバリ島のヒンドゥー教社会は温存され、宣教師の布教によってバタック人、トラジャ人に代表されるいくつものインドネシア固有の民族のキリスト教改宗が進展した。また独立当初にはインドネシア国籍をもたなかったために政治的勢力として顕在化することはなかったものの、多数の華人が流入した。

このように圧倒的に多数のムスリムが住んでいながら、固有の民族の中に多数の非ムスリムが存在することになった結果、インドネシアが国民国家として独立を達成するときには、ムスリムであることを国民の要件とすることは事実上不可能となっていた。その一方で、ムスリムの側でも圧倒的多数という優位性を背景にして非ムスリムに対して譲歩する余裕があった。このことを決定的に示しているのが、1945年に公布された憲法から、草案段階では明記されていた「信者に対してシャリーア〔イスラーム法〕を施行する義務を伴うところの、神への信仰」に基づく国家であるという文言が、非ムスリム住民の反発で公布直前になって削除されたことである。それ以後、現在に至るまで、この文言を復活させようとする一部のイスラーム系政党の主張にもかかわらず、インドネシアは憲法上、国家に特定の宗教が関与しないという意味で世俗国家であり続けている。最近の総選挙においても、イスラーム系政党の総得票数が過半数を取るに到っていないということは、国家と宗教の分離はムスリムを含めた国民の多数の支持を得ていることをうかがわせる。

これに対して、19世紀のイギリス領マラヤにおいては、直接的統治と間接的統治が併用され、州によってイスラームの伝統的首長であるスルタン制が廃止されることなく温存された。そのため、スルタン制が維持された州では、ムスリムが多数を占めるマレー人はスルタンの権威のもとに置かれることになった。さらに、マレー半島において錫鉱山やゴム・プランテーションの開発が急速に進み、労働力として中国系やインド系の外来民族が大量に政策的に移民されたことから、マレー半島の民族構成は大きく変動することになった。

こうして自らの土地にありながら、新しく外から入ってきたヒンドゥー教を信奉するインド人集団と中国仏教などを信奉する華人集団に人口的に圧迫されることになったマレー人は、領域内における民族集団としての優位を維持するために、イスラームに依拠するようになった。独立したマレーシアがスルタン制を基礎としたイスラームを国教とし、マレー人の要件としてムスリムであることを規定するにいたった背景には、マレー人のこのような守勢的な意識がある。その後、マレーシアにおけるイスラームの制度化は、中央政府の権限が東マレーシアへ拡大するにつれて、ある問題に直面した。東マレーシアの民族集団は、固有の民族であったにもかかわらず、スルタン制をもたず、その多くはムスリムではないということである。この問題を解決する

ために政策的に案出された概念が、先に述べたブミプトラであった。

このように東南アジアのイスラームを考える場合には、イスラーム到来期と植民地支配期という二つの歴史的位相を理解する必要があり、とくに、現代の国民国家におけるイスラームをどう制度的に位置づけるのかという問題を考える場合、植民地支配期における領域の確定と民族構成の変動は、イスラームの制度化の起源として大きな意味を持っているのである。

4 東南アジアにおけるイスラームへの視点：普遍性と多様性

前節では、東南アジアにおけるイスラームの多様性とその淵源となるイスラームの歴史的位相について、概観してきた。とくに、インドネシアとマレーシアのように文化的に近縁の地域の間においてイスラームのあり方に差異が見られることは、イスラームの多様性が言語や文化の違いにのみ起因する特殊な現象なのではなく、歴史的な条件のもとで起こる一般的な現象であることを示している。とすれば、私たちがあらためて問い直すべきことは、世界宗教としてのイスラームの普遍性と現実のイスラームの多様性との間の関係であろう。

1991年に南太平洋海域研究センターで開かれた東南アジアのイスラームをテーマとしたシンポジウムにおいて、コメンテーターであった中村光男は、インドネシア共和国の国是「多様性の中の統一」をもじって「統一の中の多様性」こそがイスラームのありようであると述べている〔中村・早瀬 1991: 78〕。ここで「統一」とは、世界宗教としてのイスラームが本質的にもつ普遍性であり、「多様性」とは、イスラームを受け入れて実際に生きている人々、すなわち現実の社会の数だけの特殊性もしくは個別性ということであろう。「統一の中の多様性」という表現が興味深いのは、「統一」と「多様性」のいずれかのあり方が他方に優越するのではなく、「多様」なあり方が多様であるためにはそこに内在する「統一性」を前提としており、逆に「統一」は多様な現実のなかにあって初めて「多様性」をまとめるものとして意味をもつという、弁証法的関係をもっていることである。

従来、東南アジア地域研究者の間では、普遍的であるべきイスラームの理念と多様な個別的現実との隔たりが強調され、しかも個別性に対して普遍性が優位にあると非対称的に理解されることが多かった³⁾。たとえば、インドネシアのジャワでは、中東をイスラーム世界の「中心」、ジャワ社会をイスラーム世界の「周辺」とみなすジャワ人の自己認識を背景として、ジャワ社会におけるイスラームは、社会の表層のベニヤ板に過ぎないといった認識が研究者の間に広く共有されていたが、これは、中心と周辺という関係の認識が、東南アジアにおけるイスラーム社会の多様性は本来あるべき正しいイスラームからの逸脱の結果とみる価値判断の認識に読みかえられたのである。

さらに、地域研究自身の固有の条件も、研究者のイスラームに対する認識に強い影響を与えてきた。地域研究としての東南アジア研究が本格化したのは、植民地が次々と独立を達成した時期のことである。その当時、イスラーム優勢型のインドネシアやマレーシアにおいて、政治と宗教の分離が図られ、世俗的政治家によって経済開発が優先されており、研究者の関心をイスラームからそらす一因となった。しかし、それ以上に根本的な要因は、地域研究者にとって、東南アジアという地域を研究対象として確立することが急務であり、東南アジアという地域固有の論理を抽出することに力

が注がれたことである。地域の独自性を際立たせるために、イスラームは社会の外部要素と捉えられ、東南アジアの特殊的様相がことさらに強調されたのである。

東南アジアのイスラームに対するこのような認識に変化が起きたのは、1970年代以降、世界的にイスラームの復興運動が活発化し、研究者の関心が再びイスラームに向けられるようになってからである。幸いにも、このような変化の中から、東南アジア地域研究者とイスラーム研究者の間に交流の機会が生まれた。その直接的な成果が、一方では、イスラーム研究専門家の中でイスラーム世界における東南アジアのイスラームの意義が認知されるようになったことであり、他方では、東南アジアにおけるイスラームの意義が東南アジア地域研究者によって再認識されたことである⁴⁾。とくに、そもそも中東でイスラーム復興運動が始まったのは、中東においてこそイスラームが「正しく」実践されていないという批判がおこったからであることに端的に示されているように、イスラーム世界の中に存在している個々のイスラーム社会が、中東であれ東南アジアであれ、それぞれに特殊性を帯びているという視点の獲得によって、イスラーム世界の中心に普遍的な正しいイスラームがあり、イスラーム世界の周辺にあるイスラームは特殊な逸脱したものであるという認識から、中東を含めてすべての現実のイスラーム社会はその地域の特殊性のなかで現れた多様な社会なのだという認識への転換が可能となったのである。

5 おわりに：制度化という視点

前節で述べた認識の転換は研究者の間に限定されたものではない。イスラームの普遍性を地域の特殊性に対して優位とみなすイスラーム主義に対して、人々が住む地域や時代の特長を出発点としてその地域や時代という文脈の中でイスラームの普遍性を読み直していこうとするリベラル派イスラームの異議申し立ては、このような認識の転換の文脈で理解することができよう〔青山 2005〕。

しかし、イスラーム社会の多様性を現実のイスラームのあり方として認める場合でも、個々の社会におけるイスラームと地域の個別性との具体的な関係を解明する作業は最後まで残る問題である。その場合、一つの見通しとして考えられるのは、第3節でも触れたイスラームの制度化という視点がイスラームの普遍性と地域の多様性を媒介する概念になりえるということである。民衆レベルでの実践的行為と教義レベルでの理念化された教理としてのイスラームのみを対象とする限り、両者の間の乖離のみが結論されざるをえない。しかし、普遍性と多様性を仲介するものとして、その中間のレベルに制度としてのイスラーム、あるいはより厳密に言えば、理念を現実のものとしていく制度化の過程、を措定することによって、両者を統一的に分析し、記述することが可能となるように思われる。この意味で、この報告集に収められた3点の論考がいずれも制度化の問題に触れていることは示唆的である。なぜなら、イスラームという普遍的な運動は、植民地支配期に起源を持ち独立後の国民国家の中で形作られてきた制度の中でいかに地域の特殊性と折り合いをつけていくかという問題と常に対峙して続けてきたからである。

この報告集の論考は、イスラームが本質的に暴力的であるとか平和的であるかといった本質論を展開しようとするものではない。そうではなく、鏡像と鏡像が反射し続ける悪循環から抜け出るために、イスラーム社会が、我々の社会が一枚板では無いことがその社会に所属する者にとっては明瞭であるのと同じように、一枚板の存在では

ないことを知るために、私たちにとってもっとも近いイスラーム社会である東南アジアのイスラーム社会を取り上げて検討することを意図している。思考の材料を提供してくれるという点で、東南アジアのイスラームは今後も重要性を高めこそすれ弱めることはないであろう。そして、このような点で、本報告集が少しでも貢献できることを願うものである。

注

- 1) 統計数値については、マレーシアを除く国の数値は CIA The World Fact Book, マレーシアの数値は Department of Statistics Malaysia のウェブ・サイトに基づく。憲法条文については参考文献にあげた英文ウェブ・サイトを参照した。各国のイスラームの概要についてはとくに [Levinson and Christensen 2002] を参照した。
- 2) 総選挙の得票結果については Komisi Pemilihan Umum のウェブ・サイトを参照した。
- 3) たとえば、インドネシア地域研究におけるイスラームの位置づけについては [小林 1991] にまとめられている。
- 4) たとえば、京都大学東南アジア研究センターが発行する『東南アジア研究』は 1999 年の第 37 巻 2 号で東南アジアにおけるイスラームを特集し、イスラーム研究者と東南アジア地域研究者の論考を集めている。イスラーム認識の転換についてはとくに同号掲載の [小杉 1999] が重要である。

参考文献

1) 文献資料

- 青山亨. 2004b. 「インドネシアにおけるリベラル派イスラームの新思潮—ウリル・アブシャル・アブダラのコンパス紙論説をめぐって」 『東南アジア学』 9 巻. pp. 24-41.
- 小林寧子. 1999. インドネシア・イスラーム研究の半世紀：「地域研究」と「イスラーム学」とのはざま. 『東南アジア研究』 37 (2): 176-193.
- 小杉泰. 1999. イスラーム世界の東西：地域間比較のための方法論的試論. 『東南アジア研究』 37 (2): 123-157.
- Levinson, David and Karen Christensen, eds. 2002. *Encyclopedia of Modern Asia*. 6 vols. New York: Thomson Gale.
- 中村光男, 早瀬晋三 編. 1991. 『東南アジアのイスラーム—教育, 農村, 海洋民』 (南太平洋海域調査報告 22) 鹿児島大学南太平洋海域研究センター.
- van Doorn-Harder, Nelly. 2004. Southeast Asia, Islam in. In *Encyclopedia of Islam and the Muslim World*, ed. Richard C. Martin, vol. 2, 644-648. New York: Macmillan Reference USA.
<http://find.galegroup.com/gvrl/infomark.do?&type=retrieve&tabID=T001&prodId=GVRL&docId=CX3403500465&eisbn=0-02-865912-0&source=gale&userGroupName=ken&version=1.0> (2005 年 8 月 9 日アクセス) .

2) ネット上の資料

CIA The World Fact Book.

- <http://www.odci.gov/cia/publications/factbook/> (2005年8月29日アクセス).
- Constitution of Malaysia.
http://en.wikisource.org/wiki/Constitution_of_Malaysia (2005年10月28日アクセス) .
- Constitution of Singapore.
http://en.wikisource.org/wiki/Constitution_of_the_Republic_of_Singapore
(2005年10月28日アクセス) .
- Constitution of Thailand.
<http://www.parliament.go.th/files/library/law3e.htm> (2005年10月28日アクセス) .
- Constitution of the Philippines.
http://www.supremecourt.gov.ph/elibrary/laws_constitution_1987consti.htm
(2005年10月28日アクセス) .
- Department of Statistics Malaysia
<http://www.statistics.gov.my/> (2005年10月28日アクセス) .
- Komisi Pemilihan Umum
<http://www.kpu.go.id/> (2005年8月29日アクセス) .